

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の三第二項に基づき、下記の通り公表いたします。

令和7年度分

○対象事業場：琉球セメント(株)屋部工場 沖縄県名護市字安和1008番地

1. 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量:

単位 (t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	335	272	820	1233	391	1346							4,397
廃プラスチック類	758	454	1679	1142	669	1189							5,891
紙くず	69	49	90	85	44	38							375
木くず	411	187	723	513	313	366							2,513
ガラス陶磁器くず※	189	149	215	318	153	136							1,160

※「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の略称

2. 燃焼ガスおよび排ガスの測定状況:

(1)測定位置: 燃焼ガス温度を除く測定位置はセメント焼成炉出口煙道(測定位置の詳細については事業場で閲覧可)

(2)測定結果:

測定結果:

採取日	判明日	測定値									
		燃焼ガス温度 (℃)※				一酸化炭素 ※ (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	硫黄酸化物 (m ³ _N /h)	ばいじん (g/m ³ _N)	塩化水素 (mg/m ³ _N)	窒素酸化物 (ppm)
		燃焼室		集塵機							
		最低	最高	最低	最高						
2025/4/16	2025/5/23	1,341	1,429	114	120	3160	0.00052000	0.2	<0.001	5.3	430
2025/6/26	2025/8/26	1,247	1,546	112	113	380	0.00130000	0.1	0.002		290

※燃焼ガス温度および一酸化炭素の測定値判明日は採取日によるもの

【基準値】

- ①ダイオキシン類： 0. 1 ng-TEQ/m³_N 以下
- ②硫黄酸化物： 360 m³_N/h 以下
- ③ばいじん： 0. 1 g/m³_N 以下
- ④塩化水素： 700 mg/m³_N 以下
- ⑤窒素酸化物： 480 ppm 以下

3. ばいじんの除去を行った日: 集塵機で収集されたばいじんはすぐに原料粉碎機へ送られセメント原料となる

○その他の維持管理情報につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

琉球セメント株式会社 屋部工場 総務部
TEL：0980-53-8311